

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
12月27日  
(火曜日)

## 目次

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則(人事課).....一
- 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則(人事課).....一
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則(人事課).....一
- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....二
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....二
- 県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課).....三
- 山口県部落問題対策審議会規則を廃止する規則(人権対策室).....四
- 教委規則.....四
- 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人委規則).....四
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....五
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....八
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則.....一〇
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....一〇

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則をここに公布する。



平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百十八号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年十二月二十七日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百十九号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百五号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年十二月二十七日とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百五十号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百六号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年十二月二十七日とする。

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項中「救命救急センター」を「救命救急センター」「救命救急センター」に改める。

第五十九条の四第一項の表中

救命救急センター	救急医療に関すること。
----------	-------------

を

救命救急センター	救急医療に関すること。
総合周産期母子医療センター	周産期医療に関すること。

に改め

第二百九十七条第二項の表県立病院の項に次のように加える。

総合周産期母子医療センター	部長 副部长
---------------	--------

第三百一条第二号ロ(1)の表中

山口県部落問題対策審議会	部落問題についての調査及び審議に関する事務	人権対策室
--------------	-----------------------	-------

を削る。

附 則

この規則は、平成十八年一月七日から施行する。ただし、第三百一条第二号ロ(1)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の五中「二十一万五千三百円」を「二十一万四千六百円」に改める。別表第一を次のように改める。

別表第一（第4条関係）  
現業職給料表

職務の級 号 給	級	
	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	円—	278,600
2	131,500	287,100
3	134,000	295,500
4	138,400	303,900
5	142,800	312,200
6	148,000	320,100
7	153,800	327,500
8	159,700	334,900
9	170,200	342,000
10	176,800	347,500
11	183,800	352,200
12	189,600	364,900
13	198,000	373,500
14	205,000	381,000
15	212,600	386,500
16	220,400	391,500
17	233,900	394,900
18	242,800	398,400
19	251,700	401,800
20	260,100	405,200
21	268,500	408,500
22	276,800	411,900
23	284,900	415,300
24	292,700	
25	300,400	
26	307,700	
27	314,600	
28	321,400	
29	327,400	
30	333,000	
31	336,600	
32	339,900	
33	342,900	
34	345,200	
35	347,400	
36	349,700	
37	351,900	
38	354,100	
39	356,500	
40	358,700	
41	361,000	
42	363,200	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百五十二号

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年山口県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「二十一万五千三百円」を「二十一万四千六百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

現業職給料表

職務の級 号 給	級	
	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円
1		278,600
2	131,500	287,100
3	134,000	295,500
4	138,400	303,900
5	142,800	312,200
6	148,000	320,100
7	153,800	327,500
8	159,700	334,900
9	170,200	342,000
10	176,800	347,500
11	183,800	352,200
12	189,600	364,900
13	198,000	373,500
14	205,000	381,000
15	212,600	386,500
16	220,400	391,500
17	233,900	394,900
18	242,800	398,400
19	251,700	401,800
20	260,100	405,200
21	268,500	408,500
22	276,800	411,900
23	284,900	415,300
24	292,700	
25	300,400	
26	307,700	
27	314,600	
28	321,400	
29	327,400	
30	333,000	
31	336,600	
32	339,900	
33	342,900	
34	345,200	
35	347,400	
36	349,700	
37	351,900	
38	354,100	
39	356,500	
40	358,700	
41	361,000	
42	363,200	

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、平成十八年一月一日から施行する。
- 2 (その他) この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

山口県部落問題対策審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百五十四号

山口県部落問題対策審議会規則を廃止する規則

山口県部落問題対策審議会規則（昭和二十九年山口県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十八号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中、「二十一万五千三百円」を「二十一万四千六百円」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

現業職給料表

職務の級 号 給	級	
	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	円—	278,600
2	131,500	287,100
3	134,000	295,500
4	138,400	303,900
5	142,800	312,200
6	148,000	320,100
7	153,800	327,500
8	159,700	334,900
9	170,200	342,000
10	176,800	347,500
11	183,800	352,200
12	189,600	364,900
13	198,000	373,500
14	205,000	381,000
15	212,600	386,500
16	220,400	391,500
17	233,900	394,900
18	242,800	398,400
19	251,700	401,800
20	260,100	405,200
21	268,500	408,500
22	276,800	411,900
23	284,900	415,300
24	292,700	
25	300,400	
26	307,700	
27	314,600	
28	321,400	
29	327,400	
30	333,000	
31	336,600	
32	339,900	
33	342,900	
34	345,200	
35	347,400	
36	349,700	
37	351,900	
38	354,100	
39	356,500	
40	358,700	
41	361,000	
42	363,200	

附 則

- 1 (施行期日)  
この規則は、平成十八年一月一日から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の内替え等)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
- 3 (その他)  
前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十九号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一「静和荘の項及び精神保健福祉センターの項中「三〇七、六〇〇円」を「三〇六、七〇〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。  
別表第二 調整基本額表  
一 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一 級	五 一〇〇円
二 級	六 五〇〇円
三 級	八 五〇〇円(一号給にあつては、八 二七二円)
四 級	九 七〇〇円
五 級	一〇、二〇〇円
六 級	一〇、八〇〇円
七 級	一一、二〇〇円
八 級	一一、八〇〇円
九 級	一二、八〇〇円
十 級	一三、五〇〇円

二 公安職給料表

十一級	一五、四〇〇円
-----	---------

職務の級	調 整 基 本 額
一級	八、一〇〇円(二号給にあつては七、〇一九円、三号給にあつては七、三三六円、四号給にあつては七、六四五円、五号給にあつては七、九五六円)
二級	九、〇〇〇円(二号給にあつては七、七一七円、三号給にあつては八、〇四一円、四号給にあつては八、四五一円、五号給にあつては八、八九六円)
三級	九、八〇〇円(二号給にあつては八、九〇五円、三号給にあつては九、二六五円、四号給にあつては九、六三〇円)
四級	一〇、六〇〇円(一号給にあつては、一〇、三六三元)
五級	一一、二〇〇円
六級	一一、九〇〇円
七級	一二、二〇〇円
八級	一二、七〇〇円
九級	一三、二〇〇円
十級	一三、九〇〇円

三 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
一級	六、九〇〇円
二級	八、五〇〇円
三級	一一、一〇〇円

四 研究職給料表

四級	一一、八〇〇円
五級	一三、五〇〇円
六級	一五、〇〇〇円

職務の級	調 整 基 本 額
一級	八、〇〇〇円(二号給にあつては六、〇三四円、三号給にあつては六、二三二円、四号給にあつては六、四五七円、五号給にあつては六、七四一円、六号給にあつては七、〇七八円、七号給にあつては七、四六一円、八号給にあつては七、八六六円)
二級	九、六〇〇円(二号給にあつては八、二三五円、三号給にあつては八、六七一円、四号給にあつては九、〇七六円、五号給にあつては九、四八六円)
三級	一一、五〇〇円(一号給にあつては、一一、四四三元)
四級	一二、四〇〇円
五級	一五、六〇〇円(一号給にあつては、一五、二六八円)

五 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
一級	一一、一〇〇円(二号給にあつては一〇、五八四円、三号給にあつては一一、〇二九円)
二級	一三、八〇〇円(一号給にあつては、一三、二七〇円)
三級	一五、四〇〇円
四級	一六、五〇〇円

六 医療職給料表(二)

七 医療職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	八、〇〇〇円(二号給にあつては六、八一七円、三号給にあつては七、〇六九円、四号給にあつては七、三三〇円、五号給にあつては七、六〇九円、六号給にあつては七、九七四円)				
二級	九、九〇〇円(二号給にあつては八、〇二三円、三号給にあつては八、四〇一円、四号給にあつては八、八二〇円、五号給にあつては九、〇七二円、六号給にあつては九、三三七円、七号給にあつては九、六〇三円)				
三級	一〇、二〇〇円(一号給にあつては九、九〇九円)				
四級	一〇、六〇〇円				
五級	一一、〇〇〇円				
六級	一二、四〇〇円				

職務の級	調	整	基	本	額
一級	六、一〇〇円				
二級	八、〇〇〇円(二号給にあつては七、九二四円)				
三級	九、六〇〇円(一号給にあつては九、二二二円、二号給にあつては九、五三二円)				
四級	一〇、二〇〇円				
五級	一一、一〇〇円				
六級	一二、九〇〇円				
七級	一三、〇〇〇円				

備考 この表は、学校職員については、医療職給料表と読み替えて適用する。

八 教育職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	九、四〇〇円(二号給にあつては七、二二三円、三号給にあつては七、五六九円、四号給にあつては八、〇一九円、五号給にあつては八、五〇五円、六号給にあつては八、八五一円、七号給にあつては九、一七五円)				
二級	一一、〇〇〇円(二号給にあつては九、〇九九円、三号給にあつては九、四九〇円、四号給にあつては九、八九一元、五号給にあつては一〇、三三八円、六号給にあつては一〇、七四一元)				
三級	一二、六〇〇円(一号給にあつては一一、三三五円、二号給にあつては一一、九一六円、三号給にあつては一二、四八七円)				
四級	一三、五〇〇円(一号給にあつては一二、八一六円、二号給にあつては一三、四八二円)				
五級	一六、一〇〇円				

九 教育職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	九、三〇〇円(二号給にあつては六、六一五円、三号給にあつては六、八八九円、四号給にあつては七、二二三円、五号給にあつては七、五六九円、六号給にあつては七、九六九円、七号給にあつては八、四一九円、八号給にあつては八、七一六円、九号給にあつては九、〇三三円)				
二級	一一、六〇〇円(二号給にあつては八、五七二円、三号給にあつては八、八八三円、四号給にあつては九、一九三円、五号給にあつては九、五二六円、六号給にあつては九、八八二円、七号給にあつては一〇、三七二円、八号給にあつては一〇、八九〇円、九号給にあつては一一、四二二円)				
三級	一二、七〇〇円(学校職員給与条別表第三口の備考(一)に定める学校職員にあつては、一一、九〇〇円)				
四級	一四、〇〇〇円				

十 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	八、四〇〇円(二号給にあつては六、六一五円、三号給にあつては六、八八九円、四号給にあつては七、二二三円、五号給にあつては七、五六九円、六号給にあつては七、九六九円)
二 級	一、五〇〇円(二号給にあつては七、三〇八円、三号給にあつては七、六八一円、四号給にあつては八、〇八二円、五号給にあつては八、五七二円、六号給にあつては八、八八三元、七号給にあつては九、一九三元、八号給にあつては九、五二六円、九号給にあつては九、八八二円、十号給にあつては一〇、三七二円、十一号給にあつては一〇、八九〇円、十二号給にあつては一、四一二元)
三 級	一、二〇〇円(学校職員給与条例別表第三八の備考(一)に定める学校職員にあつては、一、二、五〇〇円)(一、一、四四円(同備考(二)に定める学校職員にあつては、一、一、四七四円)(
四 級	一、三、六〇〇円

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
別表の備考以外の部分を次のように改める。



職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則  
この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山 口 県 人 事 委 員 会

**山口県人事委員会規則第三十一号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあ  
る職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について  
一般職の職員の給与に関する条例等（平成十七年山口県条例  
第四百号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の職員給与条例の  
規定によるものとした場合の」とする。

第五条第三項に次の一号を加える。

三 職員給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十七  
年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」と  
あるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の  
一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百号）の施行の日における同条例  
第一条の規定による改正後の職員給与条例の規定によるものとした場合の」とす  
る。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山 口 県 人 事 委 員 会

**山口県人事委員会規則第三十二号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の  
一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百  
分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九  
十」を「百分の百」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十七年十二月一日から適用する。

平成十七年十二月二十七日印刷  
平成十七年十二月二十七日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）